

## 1 実態（問題行動、いじめ、不登校等の状況を含めて）

本校は、単学級で6年間を過ごすため、人間関係が固定しやすい傾向がある。また、行政が介入するほど複雑な生活背景がある児童も多い。外遊びが好きで素直な児童が多く、毎月の生活目標の振り返り等を充実させ、適宜生徒指導を行うことで、規範意識は高まりつつある。しかし、家庭や特に地域で、時と場に応じて、適切に行動することについては、やや弱い面もあり、自転車の乗り方や公園での過ごし方等に課題がある。また、近年の情報社会の進化に伴い、インターネット使用に係るトラブルが多く発生しており、課題となっている。気になる児童の状況は、全教職員で迅速に共通認識を図り、保護者との連携も密に行っている。前年度の不登校児童は1名（長期欠席児童は8名）、いじめの認知件数は14件である。

## 2 生徒指導重点目標（実態と課題をふまえた重点目標）

[東畑中学校区教育目標]

## (1) 東畑中学校区目標

「生活習慣の定着・規範意識の涵養と自己有用感の高揚・社会性の育成」

## (2) 学校教育目標

「賢く 優しく 逞しく 一進取 礼節 求学一」

## (3) 生徒指導重点目標

- ① 「『はいっ』という返事」と「挨拶」ができる児童生徒を育てる。
- ② きまりと時間を守る児童生徒を育てる。
- ③ 感謝と思いやりの気持ちをもち自分を大切に、他人を思いやる児童生徒を育てる。
- ④ 校内美化に努める児童生徒を育てる。
- ⑤ 善悪の判断ができ正しい行動がとれる児童生徒を育てる。

[自校学校教育目標]

「賢く 優しく 逞しく 一進取 礼節 求学一」

## (1) 規範意識の定着を図り、児童に自己有用感を与える指導を積み重ねる。

- ・ 人とのつながりの中で、誠実に共に高まり合える児童を育てる。
- ・ 決められたルールを守り、自分自身で責任がとれる範囲内で、自らが行動を選択し、自己決定の場を与え、学年の発達段階に即した規範意識の定着を図り、コミュニケーションの力を養い、共感的な人間関係を育成する。

低学年・・・自分のよさや友だちのよさに気付くとともに、友だちとの関わり方を学び、素直に謝ることができる。

中学年・・・相手と進んで関わり、互いの考えの相違点や共通点を考えながら、互いに認め合い、正しいことや間違ったことを自分で言うことができる。

高学年・・・規範意識をもち、自分や相手の立場を考えながら、よりよい生活を築こうとする。

- ・ 保健指導の充実・定着を図り、命の大切さを知り、自他を大切にする心の教育を行う。

(2) 年間生活重点目標の定着を図る。

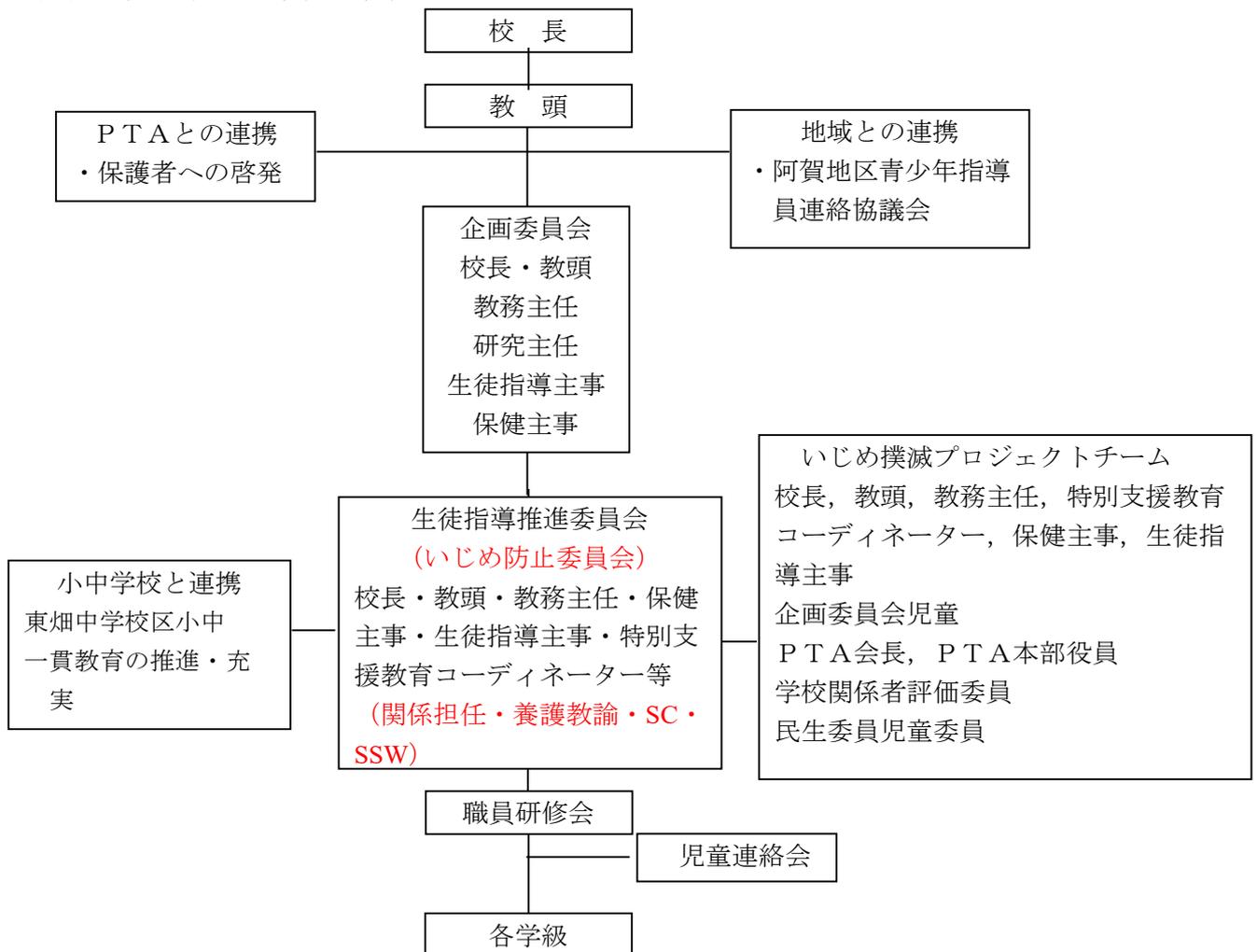
学期ごとの目標	
1 学期	安心・安全な学校にしよう ～学校だいすき～
2 学期	礼儀正しい学校にしよう ～いつでも、どこでも、だれとでも～
3 学期	美しい学校にしよう ～美しい学校・ことば・心～

～年間重点目標～

- ① あいさつは立ち止まって
- ② 行動は静かに落ち着いて
- ③ そうじはだまってすみずみまで
- ④ 「あったかことば」は「原っ子ことば」

3 校内生徒指導体制

(1) 生徒指導推進委員会の位置付け



(2) 生徒指導主事の位置付け

- ① 望ましい人間関係を基盤とした学級集団づくりを進めていくための共通理解を図り、積極的な生徒指導を推進していく。
- ② 子どもたちが、安心して生き生きと学校で活動できるように、各学級の問題の報告、連絡、相談を密に行い、複数で迅速に実態・課題を明確にして組織的に問題解決にあたる。
- ③ 不登校、いじめ、体罰、セクハラ等による不登校・不適応・心理不安や地域や家庭での児童に関する諸問題に対して、全教職員の共通理解のもと、一致した指導体制をとり、対応していく。

4 問題行動発生時の対応マニュアル

(1) いじめ対応マニュアル

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長，教頭に報告

**いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）の招集**

（校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，研究主任，養護教諭，関係学級担任，SC，SSW）

**【対応の方針の決定・役割分担】**

1 情報の整理

- ・いじめの態様，加害者，被害者，関係者，周囲の児童の特徴

2 対応方針

- ・緊急度の確認（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度を確認）
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

3 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

関係機関との連携

- ・呉市教育委員会
- ・呉警察署
- ・広警察署
- ・子育て支援課

**【当該児童生徒への事実確認】**

- 1 被害児童からの聴取
- 2 周囲の児童からの聴取
- 3 加害児童からの聴取

事実の究明と支援・指導

**【事情聴取の際の留意事項】**

- ・当該児童への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮
- ・児童が安心して話せる人や場所に配慮
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認
- ・情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う

**いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）で協議**

- ・確認した内容を報告し，全体像を把握
- ・被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導の内容協議

家庭訪問（被害児童(生徒)）  
事実報告，加害児童(生徒)への指導内容説明

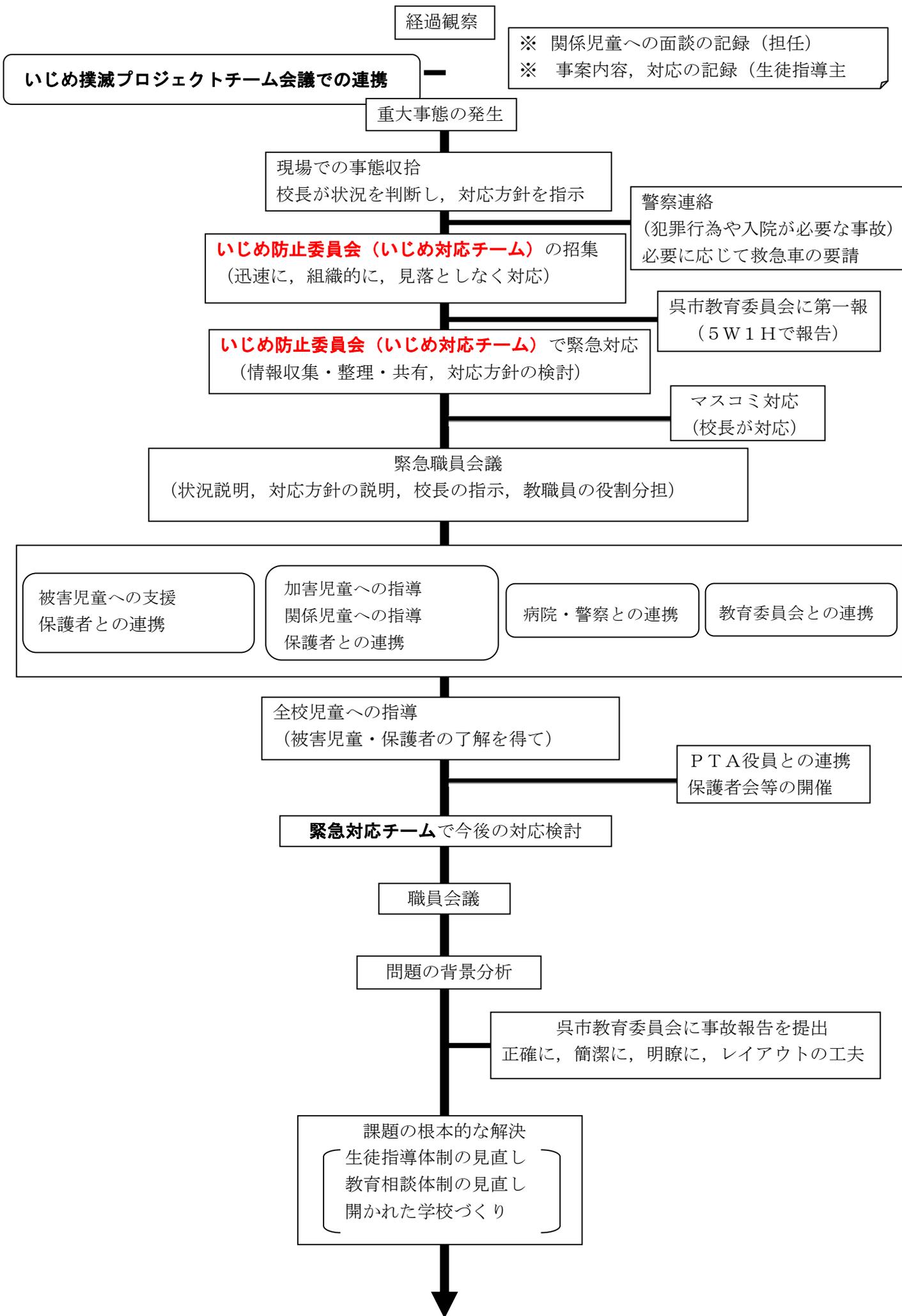
全教職員で情報の共有

来校（加害児童）  
事実報告，指導内容説明  
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

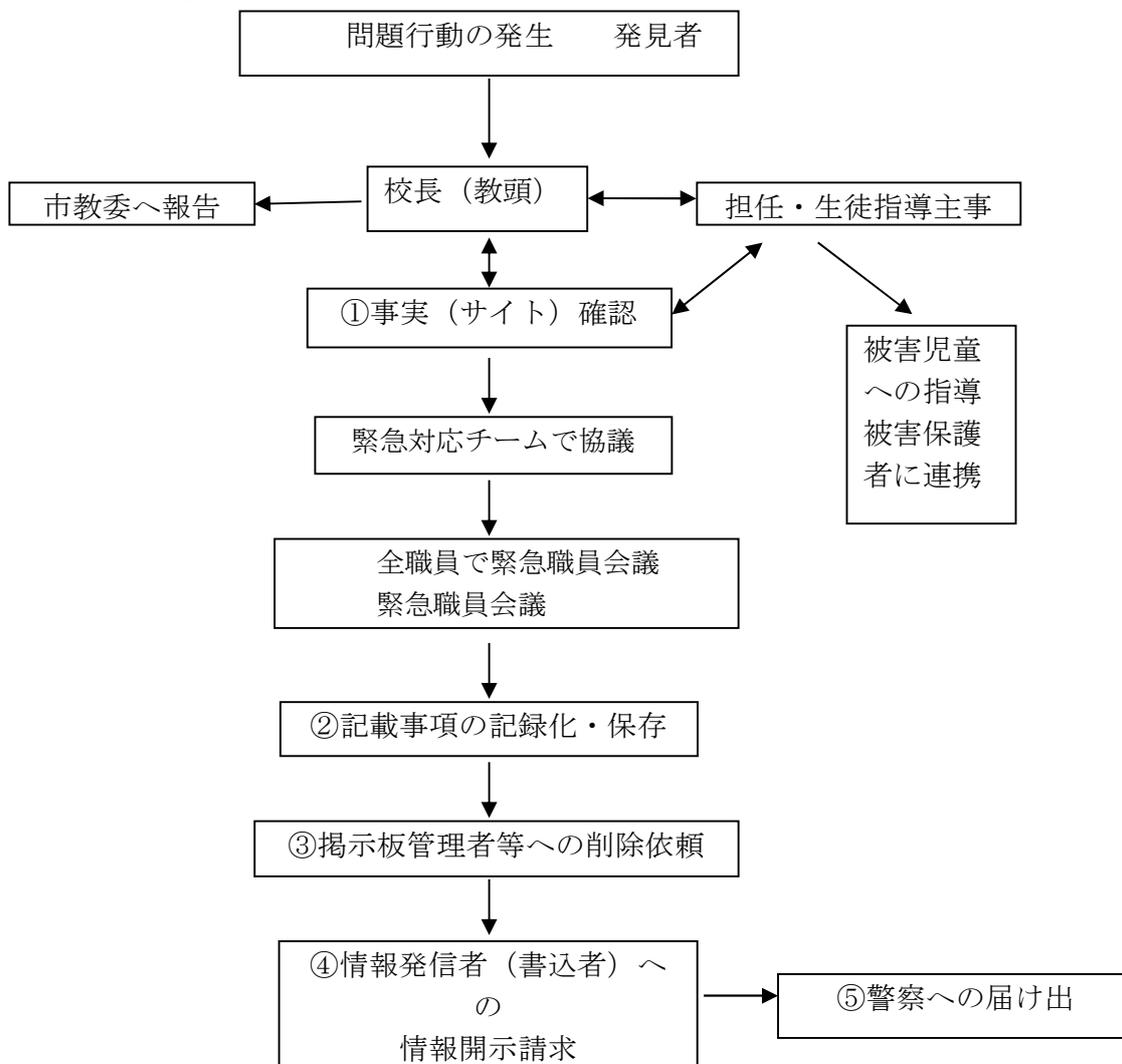
全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導



### (3) インターネットや携帯等 I C T機器などを使った問題発生時の対応マニュアル

昨今情報化の進展にともない、小学生でもインターネットや携帯等 I C T機器などを使った新しいじめが発生している。また、事件に巻き込まれるなど児童生徒が被害者にも加害者にもなるケースが発生している。児童への指導では、携帯電話等の問題点やマナーも指導し、十分認識を深めておく必要がある。



## 5 その他

### (1) 犯罪防止教室

毎学期休業日前に犯罪防止に関する全体指導を行う。(1学期は広警察署と連携する。) 広警察署と連携して不審者対応の避難訓練を年に1回行う。

### (2) 非行防止教室

全校児童対象の非行防止教室(インターネットの利用について)を年に1回行う。 学校薬剤師と連携して6年生を対象とした薬物乱用防止教室を行う。

### (3) いじめ撲滅プロジェクトチーム

構成員：校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，養護教諭，特別支援教育コーディネーター，学校関係者評価委員，民生委員児童委員，PTA会長，PTA本部役員，企画委員会児童

毎学期，児童・保護者へのアンケート調査を実施し，実態把握に努めると共に気になる事案については面談，個別・全体指導を行い，共通理解を図る。

(4) 児童連絡会（校内研修）の開催

基本的に毎月1回（その他、必要に応じて開催）全教職員で児童に関わる情報交換を行い、課題等について共通理解を図る。また、必要に応じて具体的な対応を検討する。

(5) 民生委員児童委員との連携

児童の健やかな成長を願い、互いの指導・支援に資するために、学校と地域が情報を交換し協議を行う。

(6) 中学校区での連携

東畑中学校区の生徒指導主事が集まり、校区児童・生徒の生徒指導上の課題について話し合い、連携を行う。

(7) 教育相談体制

いじめ、体罰、セクハラの子供・保護者へのアンケート調査を実施し、実態把握に努めると共に、不登校、いじめ、暴力行為発生時における教育相談体制を確立する。

ふれあい相談窓口

【担当者】 教頭・生徒指導主事・保健主事・養護教諭

【相談場所】 相談室、保健室

〈学校以外の相談窓口〉

【呉市教育委員会】 学校教育課 教職員係

【広島県立教育センター】 「体罰・セクハラ等相談ダイヤル」

【広島県教育委員会】 「体罰・セクハラ相談窓口」

6 生徒指導年間計画

学期	PDCA サイクル		取 組	概 要	小中、関係機関 等連携
	長期	短期			
4 月	P	P	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導部会（生徒指導推進計画・1学期の計画の立案）</li> <li>大きな声で気持ちのよいあいさつや返事・くつそろえができるよう指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育目標、研究主題を基にし、学校生活全般で、生徒指導の内容を確認</li> <li>「安心・安全な学校にしよう」の重点目標を立案</li> </ul>	
		D	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室（1・2・3年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な歩行・自転車の乗り方を指導</li> </ul>	
5 月	D	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>阿賀北安全パトロールの方と集団下校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1ヶ月に1回、安全を確認しながら集団下校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全パトロール隊との連携</li> </ul>
		D	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導規程・「原っ子の約束」・学習規律の徹底指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな声で気持ちのよいあいさつや返事・くつそろえができるよう指導</li> </ul>	
6 月	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生活実態調査・いじめアンケート実施（1回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導重点目標と照らし合わせて、児童の生活実態・いじめに関する実態を把握し指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員との連携</li> </ul>
		D	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ撲滅キャンペーン実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人面談（1回目）・教育相談等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中合同あいさつ運動</li> <li>生徒指導小中連絡会</li> </ul>
		D	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ撲滅プロジェクトチーム（1回目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1学期の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校関係者評価委員との連携</li> </ul>

7月	C	・生活目標実態調査（学期末）	・1学期の生活目標についての成果と課題の分析	
	A	・生徒指導部会（生活目標の指導方法の見直し・学期末）	・1学期の取組の改善計画を検討	
	D	・非行防止教室	・インターネット（携帯電話等）の使い方の指導	・携帯電話会社等との連携
	D	・防犯教室		・警察との連携
	D	・夏休みの生活指導	・「夏休みの生活」を実行できるよう指導	
8月	D	・校区巡視		・PTA役員との連携
	A	・生徒指導部会（生徒指導推進計画の見直しと2学期の計画）	・2学期の取組の計画	
	D	・民生委員児童委員連絡会	・配慮の必要な児童についての連携 ・児童の様子についての連携	・民生委員児童委員との連携
9月	P	・生徒指導部会（2学期の計画立案）	・無言そうじの仕方の指導	
10月	D	・不審者対応の避難訓練（防犯教室）	・不審者対応，防犯等の内容を指導	・警察との連携
	D	・いじめ撲滅キャンペーン実施	・個人面談（2回目）・教育相談等の実施	
	D	・いじめ撲滅プロジェクトチーム（2回目）	・2学期の取組	・学校関係者評価委員との連携
11月	C	・児童生活実態調査・いじめアンケート実施（2回目）	・生徒指導重点目標と照らし合わせて，児童の生活実態・いじめに関する実態を把握し指導	
12月	C	・生活目標実態調査（学期末）	・2学期の生活目標についての成果と課題の分析	
	A	・生徒指導部会（生徒指導推進計画の見直しと3学期の計画）	・2学期間の取組の改善計画を検討	
	D	・冬休みの生活指導	・「冬休みの生活」を実行できるよう指導	
1月	P	・生徒指導部会（3学期の計画立案）	・お世話になった方々に感謝の気持ちを伝える方法を指導	携
2月	D	・薬物乱用防止教室（6年）	・無言掃除を徹底指導	・学校薬剤師との連携
	D	・いじめ撲滅キャンペーン実施	・個人面談（3回目）・教育相談等の実施	
	D	・いじめ撲滅プロジェクトチーム（3回目）	・1年間の取組をふり返り，次年度の取組の改善計画を検討，作成	・学校関係者評価委員との連携
	C	・生活目標実態調査（学期末）	・3学期の生活目標についての実態を把握し，次年度の取組の改善計画を検討，作成	・保幼小中連携
3月	C	・児童生活実態調査・いじめアンケート実施（3回目）	・生徒指導重点目標と照らし合わせて，児童の生活実態・いじめに関する実態を把握し指導	
	A	・生徒指導部会（本年度のまとめ）		
	D	・春休みの生活指導	・「春休みの生活」を実行できるよう指導	

